

都型放課後等デイサービス事業補助金交付要綱

3 福保障施第 2 9 4 7 号

令和 4 年 3 月 3 1 日

6 福祉障施第 6 1 号

令和 6 年 6 月 2 1 日

(最終改正) 8 福祉障療第 1 7 7 号

令和 8 年 5 月 2 9 日

(通則)

第 1 条 東京都（以下「都」という。）は、都型放課後等デイサービス事業補助金（以下「補助金」という。）について、事業者に対し、必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この要綱は、令和 4 年 3 月 3 1 日付 3 福保障施第 2 9 4 4 号「都型放課後等デイサービス事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）で定める要件を満たす事業者が都型放課後等デイサービス事業の実施に要する経費の一部を補助し、もってサービス向上に取り組む事業者を支援することを目的とする。

(補助対象者)

第 3 条 この事業の補助対象者は、実施要綱の要件を満たし、都型放課後等デイサービス事業を実施する事業者とする。

2 次のいずれかに該当する事業者に対しては、補助金の一部又は全部を交付しないことができる。

(1) 実施要綱第 4 条に定める実施要件を一部満たさない場合

(2) 実施要綱第 1 7 条の改善指導を文書で受けている場合

(3) 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「障害者総合支援法」という。）、社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）又はこれらの法律に基づく命令に違反した事実がある場合

(4) 児童福祉法、障害者総合支援法及び社会福祉法の規定に基づき国の行政機関及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導（文書による指摘に限る。以下同じ。）について、度重なる指導にもかかわらず、改善しない場合又は改善の見込みがない場合

(暴力団の排除)

第4条 次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

(1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者又は構成員が暴力団員等（暴力団員並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当するもの

(対象経費)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費は、都型放課後等デイサービス事業の実施に要する経費とする。

(交付額の算定)

第6条 この補助金の交付額は、休止中を除き、別表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較し少ない方を選定し、補助率を乗じた額とする。ただし、算出された種目ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 この補助金の交付を受けようとする事業者は、都が指定する期日までに別記第1号様式に関係書類を添付して、知事に提出するものとする。

(変更の交付申請)

第8条 この補助金の交付申請の内容を変更しようとする事業者は、速やかに補助金変更交付申請書（別記第2号様式）を提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 知事は、第7条又は第8条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めた場合は交付の決定を行う。

2 前項の規定により交付決定を行った場合は、補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定事業者」という。）に通知する。

3 交付決定に当たっては、必要な条件を付する。

(補助金の交付申請の取下げ)

第10条 交付決定事業者が第9条第2項の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

(補助金の支払)

第11条 補助金の支払は、原則として東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）第83条第1項第4号により概算払とする。ただし、都型放課後等デイサービス事業の開始時期によっては、第18条による補助金の額の確定後に支払う場合がある。

（承認事項）

第12条 交付決定事業者は次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、第一号及び第二号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- （1）補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- （2）補助事業の内容を変更しようとするとき。
- （3）補助事業等を中止し、または廃止しようとするとき。

2 知事は、前項に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認められる場合は、承認し通知する。

（事情変更による決定の取消し等）

第13条 この補助金の交付の決定をした場合において、事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部の取消し又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

（事故報告）

第14条 交付決定事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告等）

第15条 知事は、補助事業の円滑かつ適正な遂行を図るため、その遂行の状況に関し交付決定事業者に対し報告を求めることができる。

（遂行命令及び遂行の一時停止命令）

第16条 知事は、この要綱の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、交付決定事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 交付決定事業者が、前項の命令に違反したときは、知事は、交付決定事業者に対し、補助事業の一時停止を命じることがある。

(実績報告)

第17条 交付決定事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、別記第3号様式に係関係書類を添付して、別に定める期日までに知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第18条 知事は、前条による実績報告を受けた場合において、実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定事業者に通知する。

(是正のための措置)

第19条 知事は、前条の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、知事は、事業者に対し当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることがある。

(決定の取消し)

第20条 知事は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の内容及びこれに付した条件、その他法令に基づく命令に違反したとき。

(4) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

2 前項の規定は、第18条の規定により交付すべき補助金の額の確定した後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第21条 知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、事業者に対しその返還を命ずるものとする。

2 知事は、第18条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

(違約加算金の計算)

第22条 交付決定事業者は、第20条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡り、それぞれ受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（延滞金の計算）

第23条 交付決定事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（他の補助金等の一時停止等）

第24条 交付決定事業者が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し又は当該補助金等と未納付額を相殺するものとする。

（財産処分の制限）

第25条 補助事業により取得し、又は効用が増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、平成20年厚生労働省告示第384号に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。

3 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（精算書の提出）

第26条 交付決定事業者は、交付すべき補助金の額の確定後、別記第4号様式を提出しなければならない。

（関係書類の保管）

第27条 交付決定事業者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(違反に伴う補助金の納付等)

第28条 交付決定事業者がこの要綱に定める条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を都に納付させることがある。

(他の補助金との重複禁止)

第29条 この要綱による補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(消費税等に係る税額控除の報告)

第30条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合（仕入控除税額0円の場合も含む。）は、別記第5号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、知事に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を都に納付させることがある。

(その他)

第31条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和37年12月11日付37財主調発第20号）並びに別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月29日から施行する。

別表 1

種目	補助基準額	対象経費	補助率
基本補助(Ⅰ型)	月額 443,200円	都型放課後等デイサービス事業実施に要する人件費、事務費、事業費	10分の10
基本補助(Ⅱ型)	月額 395,200円		
基本補助(Ⅲ型)	月額 347,200円		
基本補助(Ⅳ型)	月額 167,680円		
基本補助(Ⅴ型)	月額 119,680円		
基本補助(Ⅵ型)	月額 71,680円		
福祉サービス第三者評価	600,000円	福祉サービス第三者評価受審費用(実費)	10分の10

※区市町村を通じて医療的ケア児及び重症心身障害児の放課後等支援事業補助を受領している事業所は除く。

※基本補助(Ⅰ～Ⅵ型)に加え、福祉サービス第三者評価の費用を補助する